

# 北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、文部科学省が示す「GIGA スクール構想」に基づき、市内小中学校において、普通教室等の校内に無線 LAN の整備を行い、児童生徒に整備された一人一台端末を授業で活用できる環境を整備することにより、児童生徒一人一人に個別最適化された学びを実現するため、北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業（以下「本事業」という。）の契約に関し、公募型プロポーザル方式により受注者を選定する上で必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業の概要

- (1) 事業名 北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業
- (2) 工事名 北杜市立小中学校無線 LAN 補完工事
- (3) 事業内容 北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 事業期間 本契約締結日の翌日から令和 5 年 12 月 22 日（金）まで
- (5) 提案上限額 186,560,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 担当部局

北杜市教育委員会 教育部 教育総務課 学校教育担当  
住 所 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1  
電 話 0551-42-1371（直通）  
F A X 0551-42-1124  
メールアドレス kyoikusoumu@city.hokuto.yamanashi.jp

## 4. 参加資格要件

- (1) 参加者の構成
  - ① 参加者は、単独企業又は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
  - ② 共同企業体の構成員数は任意とするが、各構成員が適切に役割を分担すること。
- (2) 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。
  - ① 北杜市競争入札参加資格又は別表 1 に記載の書類を提出できる者で、単独企業の場合は、次に掲げる業種で建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者。共同企業体の場合は、次の業種で許可を受けている者を含めた構成とすること。  
業種：「電気通信」
  - ② 上記業種において、直近の経営事項審査総合評定値（P）が 800 点以上であること。

- ③ 山梨県内に本店・支店又は営業所を有する者であること。
- ④ 北杜市から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑧ これまでに、国又は地方公共団体の発注による、仕様書「第20. 業務内容」に示す業務又は類似した業務実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員のいずれかが業務実績を有していれば可とする。

## 5. 実施要領等の入手方法

北杜市ホームページから入手すること。

## 6. 参加申込手続

本事業の受託を希望する者は、次の各号により参加申出書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和4年10月11日(火)から10月26日(水)まで(土日祝日を除く)  
受付時間 午前9時から午後5時まで  
郵送については、締切り当日消印有効とする。
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、提出期限内に到着しない場合、参加申出書は受け付けない。
- (3) 提出先 北杜市教育委員会教育部教育総務課に提出すること。  
〒408-0188  
山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1  
北杜市教育委員会 教育総務課 宛て  
※プロポーザル参加申出書在中と封筒に記載の上、提出すること。
- (4) 添付書類
  - ① 許可を受けている建設業一覧（様式第2号）
  - ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式第3号）
  - ③ 北杜市競争入札参加資格を持たない者の単独参加又は共同企業体の代表者の場合は、別表1に示す書類

## 7. 事業地の現地調査

事業地の現地調査を希望する者に対し、全18校を対象に現地調査の期間を設ける。日程等については、協議の上決定する。

- (1) 現地調査  
申込受付 令和4年10月11日(火)から10月21日(金)の正午まで(土日祝日を除く。)※ただし、全校の現地調査を希望する場合は、令和4年10月14日(金)の午後5時までとする。
- (2) 現地調査  
期 間 令和4年10月17日(月)から10月25日(火)まで(土日祝日を除く。)  
現地調査可能時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 申込方法 3. 担当部局に FAX 又は電子メールにて申込み、電話で着信確認を必ず行うこと。なお、現地調査可能時間内において、各校と訪問時間等を事前に調整した上で、各校の指示に従い現地調査を実施すること。

## 8. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第4号)
- (2) 質問期限 令和4年10月17日(月)から10月26日(水)の午後5時まで
- (3) 提出方法 3. 担当部局に FAX 又は電子メールにて送付し、電話で着信確認を必ず行うこと。
- (4) 質問の回答 受付日の翌日から起算して3日以内(土日祝日を除く。)に市ホームページにて行う。

## 9. 提案書等の作成方法等

- (1) 提出期間 令和4年10月11日(火)から11月1日(火)の正午まで(土日祝日を除く。)  
受付時間 午前9時から午後5時まで(最終日は午前9時から正午まで)
- (2) 提出方法 参加申出書の提出者を対象に、提案書の提出を受け付けるため、事前に電話連絡の上、3. 担当部局に持参すること。
- (3) 提出書類
  - ① 提案書(様式第5号)
  - ② 会社概要(任意様式、既存パンフレット等でも可)
  - ③ 業務等実績調書(様式第6号)  
直近5年の同種の業務の契約実績を最大5件まで記載すること。  
契約実績の内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。
  - ④ 業務実施スケジュール(任意様式)
  - ⑤ 業務実施体制調書(様式第7号)  
業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。
  - ⑥ 企画提案書(任意様式)  
本要領の趣旨・事業内容を踏まえ、仕様書に掲げる内容について、具体的な提案を行うこと。
  - ⑦ 見積書(任意様式)  
本業務の提案見積価格を作成し、見積の内訳書を添付すること。

- ⑧ 前記①から⑦までの順序で製本し、目次、インデックスを付け、会社等の名称を記載してA4フラットファイルに左綴じの上、提出すること。

(4) 提出書類の作成方法及び記入上の留意事項

- ① 用紙はA4縦版、横書き、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ② 表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とし、ページ番号を付番すること。
- ③ A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントすること。  
(A4版サイズに折ること。)
- ④ 提案書の作成に当たっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ⑤ 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、かつ見積書の価格内で契約するものであることに留意すること。

(5) 提出部数

- 正本 1部 (代表者印押印のもの)
- 副本 7部 (正本の写し)
- 提案書データをCD-ROMで1枚提出すること。

## 10. 審査、評価及び選定について

(1) 審査委員会の設置

本事業の円滑かつ効果的な履行に最も適した契約の相手方となる者を、厳正かつ公正に選定するため、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領第7条の規定に基づき、北杜市立小中学校無線LAN整備事業公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 事前審査

参加者が4者以上の場合、提案書類全体に対する書類審査を実施し、3者まで選考する。審査結果は、令和4年11月4日(金)を目処にFAX、電子メール及び書面で通知する。なお、本審査を通過しない者は、「(3) 審査(プレゼンテーション)の実施」に参加することができない。

(3) 審査(プレゼンテーション)の実施

- 実施日時 令和4年11月7日(月)午前9時から(詳細は別途参加者に通知する。)
- 場 所 北杜市役所本庁舎 西会議室

(4) 審査(プレゼンテーション)方法

- ① 提出した提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。
- ② 所要時間は、1者につき30分程度とする。(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)
- ③ 説明者は、主任者を含めて3名までとする。
- ④ パワーポイント等を使用する場合は、パソコン及びプロジェクターを持参すること。スクリーンは貸与するので事前に連絡すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染

状況によっては、リモート形式での開催もあり得るものとする。

(5) 審査及び評価の項目

審査委員会の各委員が「評価基準表」(別表2)により提案書等の記載事項とプレゼンテーションを総合的に評価し、その採点に基づき順位を集計した上で、最も1位取得が多かった者を特定者(以下「特定者」という。)、次いで1位が多かった者を次点者として選定する。1位の数が同数の場合は、2位取得の多い順とする。

(6) 参加者が1者の場合について

審査において、各委員の評価合計点の平均が75点以上であれば、本要領、仕様書等を満たすものと判断し、その参加者を特定者として選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、審査実施日の翌日から起算して3日以内(土日祝日を除く。)に参加者に対して書面で通知する。併せて、市ホームページに掲載する。なお、審査の内容や経過に関する問合せには応じない。

## 1.1. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書に記載の額が提案上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 本市の指名停止処分を受けた場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 1.2. 契約に関する基本的事項

- (1) 仕様書及び特定者の提案書等の記載事項を基本に協議し、地方自治法第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続を進めるものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、特定者との協議により、必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由により契約の締結ができない場合は、次点者と契約の交渉を行う。その場合、次点者との契約手続は特定者に準じるものとする。

- (2) 契約保証金 本事業における契約保証金は要とする。

## 1.3. 本事業のプロポーザルの実施に係るスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項 目	期 間	備 考
1	実施要領等の公開	令和4年10月11日(火)	市HPに掲載
2	現地調査申込受付	令和4年10月11日(火)～10月21日(金) 正午まで	
3	参加申出書提出受付	令和4年10月11日(火)～10月26日(水) 午後5時まで	
4	現地調査期間	令和4年10月17日(月)～10月25日(火)	
5	質問受付期間	令和4年10月17日(月)～10月26日(水) 午後5時まで	
6	質問書回答	質問書の受付日の翌日から起算して3日以内	市HPに掲載
7	提案書受付期間	令和4年10月11日(火)～11月1日(火) 正午まで	
8	事前審査結果通知(参加者4者以上の場合)	令和4年11月4日(金)までに通知	
9	プレゼンテーション 審査	令和4年11月7日(月)午前9時から	
10	審査結果通知	令和4年11月10日(木)までに通知	
11	仮契約締結	令和4年11月11日(金)以降、市が指定した日	
12	本契約締結	令和4年12月議会承認後(12月上旬を目処)	

#### 14. 経費の負担に関する事項及びその他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。
  - (2) 本プロポーザルの公告は、北杜市公告式規則(平成16年北杜市規則第1号)により行うほか、北杜市ホームページに掲載するものとする。
  - (3) 提出書類に記載された個人情報は、本事業の受注者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。また、第三者に情報提供しない。
  - (4) 審査内容についての問合せ及び審査結果についての異議申立ては受け付けない。
  - (5) 本プロポーザルに伴い参加者から提出された参加申出書、提案書等については、北杜市情報公開条例(平成16年北杜市条例第12号)第3条の規定に基づく開示請求の対象となる公文書として取り扱うものとする。
  - (6) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
  - (7) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと北杜市教育委員会が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は北杜市教育委員会に請求できない。
- なお、スケジュールの変更が生じた場合は、北杜市ホームページに随時掲載する。

(別表1)

北杜市入札参加者名簿に登録された者以外の参加に対する追加書類は以下のとおりとする。

NO	書 類 名
1	チェックシート【建設工事】(登録外様式第2号)
2	競争入札参加資格審査申請書【建設工事】(登録外様式第1号)
3	委任状(登録外様式第3号)
4	使用印鑑届(登録外様式第4号)
5	印鑑証明書
6	登記事項証明書(個人事業者の場合は身分(身元)証明書)
7	委任営業所の所在証明書
8	経営規模等評価結果通知書(経審)
9	建設業許可通知書
10	専任技術者証明書
11	技術職員名簿(登録外様式第5号)
12	建設業退職金共済事業加入履行証明書
13	社会保険の加入が分かる書類
	適用除外誓約書(登録外様式第6号)
14	工事経歴書(登録外様式第8号)
15	国税に未納がない証明書
16	都道府県税に未納がない証明書
17	市町村税に未納がない証明書
18	誓約書(登録外様式第11号)
19	役員名簿(登録外様式第12号)
20	財務諸表
21	ISO等の登録証

※「競争入札参加資格審査申請書類の手引」を確認の上、本事業参加申出書(様式第1号)と一緒に、上記の書類を提出すること。

(別表2)

評価基準表

評価項目	評価事項	審査内容	配点
1 事業者等の評価	①事業実績	・ GIGAスクール構想に伴うネットワーク整備に関する同種工事等の実績があり、他自治体への導入実績は十分であるか。	10
	②実施体制	・ 本事業を安全かつ円滑に進めるための実施体制が示されているか。 ・ 本工事の履行に当たり、工事に見合った人員体制がとられているか。 ・ 本工事に従事する担当者は、十分な技能、能力を有しているか。	10
2 提案書の評価	①事業全体のスケジュール	・ 本事業の実現性がある内容となっているか。 ・ 工事スケジュールに無理はないか、提案内容と整合性が図られているか。 ・ 学校のイベント（運動会、定期テスト等）や繁忙期を考慮したスケジュールとなっているか。 ・ 可能な限り早期に無線環境を使用できる工夫等の提案があるか。	10
	②工事に関する調査の考え方	・ 安定した授業運営を実現するための設計を行うことを踏まえた具体的な調査方法が記載されているか。	5
	③工事に関する設計の考え方	・ 教員及び児童生徒がストレスなく使用するための考え方や、配線や機器、電気工事等が的確な構成及び方法で計画されているか。 ・ 仕様書に定めのない内容に関しても積極的に取り組もうとする提案、独創的なアイデアはあるか。 ・ 安定した授業運営が行えることが期待できる内容となっているか。 ・ 仕様書等に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載されているか。	20
	④工事工程等について	・ 学校への影響を少なくした提案となって	5

	て	いるか。 ・児童生徒への安全配慮や工事工程、授業を配慮した工事時間、緊急連絡体制について記載されているか。	
	⑤ネットワーク無線環境機器設計・設定について	・新設する無線環境に関して、基本的な構成方針が記載されているか。 ・機器設定について、1人1台端末の安定稼働を可能とする的確な提案となっているか。 ・新設する無線環境を利用する端末からの接続方法について、本市にとって有益な方法が記載されているか。	10
	⑥既存無線環境機器の有効活用について	・既存の無線環境に関する利活用及び新設無線環境との使い分けに関して、他自治体の状況を踏まえ、本市に有益な方針が記載されているか。	10
3 提案内容の評価 (プレゼンテーション)	①取組姿勢・信頼性	・説明内容に信頼性があり、理論的で説得力があるか。 ・質疑への応答が的確であるか。	20
4 見積金額	点数 = 最低見積金額 / 見積金額 × 20 ※見積金額は税抜きで算定し、少数点以下切り捨て		20
			120